

# 源流の四季

第9号 春



Spring

発行所／多摩川源流研究所 〒409-0211 山梨県北都留郡小菅村4383  
TEL 0428(87)7055 FAX 0428(87)7057

発行責任者／中村文明

協力／多摩川源流協議会(塩山市・奥多摩町・丹波山村・小菅村)

多摩川源流観察会

印刷／(株)サンニチ印刷

<http://www.tamagawagenryu.net>

E-mail:genryu@mxa.cosmo.ne.jp



丹波山村泉木谷(撮影 中村文明)

## Contents 目次

源流研究所運営委員会開催	2
「森林再生プロジェクト」 学習会	3
「多摩川源流プロジェクト21」	4
「源流体験教室」紹介	5
食文化・雑穀調査に取り組んで	6
都水源林の経営計画の変遷	7
森林再生ボランティア募集	8

「森林再生プロジェクト」事業を決定



## 新しい事業を推進する研究所運営委員会

源流研究所は一月二十五日、小菅村役場で運営委員会を開催、平成十四年度の活動を振り返ると共に、平成十五年度の事業計画を審議し、決定しました。今年度は源流域の人工林が管理がいき届かないため、大きな問題になつてゐる現状を改善するため「山林診断白書作成と森林（民有林）再生プロジェクト」事業に取り組むことや多摩川源流協議会の活動に積極的に協力することなどを確認しました。運営委員会には、宮林茂幸、菅原泉、山道省三、田中喜美子、三谷益巳、堀江渕愚、石川重人、岡田淳、小泉守の各運営委員と廣瀬村長、古家助役、降矢教育長、奥秋総務課長、船木住民課長、中村所長、佐藤事務局長、井村主任研究員が出席しました。

源流研究所運営委員会を開催

森林診断白書にもとづく  
森林整備は、全国初の試み  
運営委員会では、山道省二副  
運営委員長が始めの言葉を述べ  
た後、宮林茂幸運営委員長が挨  
拶しました。宮林委員長は、「今  
全国各地で川を良くしよう、森  
を良くしようという活動が進ん  
でいる中、源流研究所の取り組  
みは、全国的に注目されている。  
今年度計画されている森林再生  
プロジェクトは、人工林の現状

を調査し、山林診断白書をつくり、その処方箋に基づいて問伐などの森林整備を行ふ全国で初めての試みである。源流域四市町村の源流協議会による「源流域プロジェクト二十二」は、源流域をどう活していくか、非常に視野の広い視点からの審議が期待できる。また、全国源流域ネットワークが設置され源流研究所がその中心にある。源流域全体の発展のため、忌憚のない意見をいただきたい」と述べました。

「一層ご協力願いたい」と挨拶しました。

源流にしつかり定  
源流研究所の活

な取り組み、(3)人的資源の活用に向け、ネットワーク構築へ、  
(4)「源流絵図」奥多摩版、郷土食の調査・研究、長作鍛音の調査についてそれぞれ説明しました。

新規して佐藤町商工課長より  
平成十四年度の活動報告書を詳  
細にて依頼を受けた後、現地にて  
行いました。佐藤事務局長は、  
水源研究所の主催事業である「  
流域探訪シリーズ」、「水源体験  
教室」、水源協議会の活動（講  
壇文化センターとのタイアップ、  
事業、東京農業大学の林相調査、  
水と森と食の祭典、世界子ども  
水フォーラム、水源流の四季の祭  
行と配布、関係団体との連携の確  
立を具体的に説明しながら水源定  
義研究所が村の中にしつかり定義  
し、多摩川流域に確かに市民主導

を得てきている姿を浮き彫りに

流研究所が設立されて一年九ヶ月たちました。今、小菅村は合併問題が議論され、一方過疎化

長期的な取り組みの

# 「源流の森林は 流域共有の財産」



講演する宮林先生（小菅村役場 3月7日）

小菅村と源流研究所は、三月七日小菅村役場で、東京農業大学の森林政策学研究室の宮林茂幸教授をお招きして「森林再生事業」学習会を開催し、来年度から実施が予定されている「森林再生プロジェクト」事業の意味とその重要性を確認し合いました。

荒廃進む人工林の現状に  
強い危機感を表明

学習会で、宮林先生は「わが国  
の森林面積は、国土の六十七

多摩川源流域の森林は  
流域共通の財産である

佐藤課長補佐は、「この法律において、自然再生とは「過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことである」と定義し、その事業の推進にあ

佐藤課長補佐は、「この法律において、自然再生とは「過度に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことである」。何が、(2) 自然再生法が何で誕生したのか、(3) 自然再生法の詳しい読み方、(4) 市町村にとって使いやすいところ、(5) 使いにくいところ、(6) 既存法を用いる際の留意点にわたって詳しく解説します。

補佐は、自然再生法と自然再生法とは何の  
か、(3)自然再生法といふ読み方、(4)市  
って使いやすいところ、(5)使う際の留意点  
つて詳しく解説しま

意見交換では、この事業の目的や  
政策的裏付けはあるのか、どんな形  
の事業が進んでいるのか等を発  
表的な意見が出され、佐藤課長補佐は、  
佐は、質問に一つ一つ丁寧に応  
えていました。佐藤課長補佐は、  
「どのフィールドで何をやるの  
かを明確にすることが大切で、  
協議会の準備会でよく検討して  
いって欲しい」とアドバイスし  
ていました。

3 ● 通達の要素

自然再生推進法を學習

特に今日の経済情勢から、菅原博士が行き届かなくなっている民有林（人工林）の現状を診断し、森林診断書をつくる。そして而又有者の意向を踏まえながら、森林利用の姿とそのための森林政策のあり方を科学的に明確にし、ボランティアの協力を得ながら

実際に間伐を進める事業は日々で初めての取り組みになる。この共有の財産を流域の市民と一緒に守ることは、二十一世紀や環境問題の基本と言っていい。

## 「多摩川源流プロジェクト21」を実施へ

多摩川源流協議会が今年度の重点事業として

多摩川源流協議会は、平成十四年一月二十日、丹波山村役場で協議会を開催し、平成十五年度事業として「多摩川源流プロジェクト21」を計画し、水源の森の再生・維持のための検討や提言、水源の森の役割と価値を市民に広め、関心を喚起するための方法の提案等に取り組むことを確認しました。源流協議会には、三枝忠山市長、大詫奥多摩町長、守屋丹波山村長、廣瀬小菅村長らが出席しました。当日確認された、「多摩川源流プロジェクト21」の要旨と委員は次の通りです。

### (1) 森林を守るために 協調体制確立へ

関東平野の南部を流れる多摩川は、戦前戦後を通して、流域の都市の形成と工業、農業などの発展に大きく貢献してきました。

また、その流域は豊かな自然に恵まれ、都民の水瓶として重要な役割を果たしています。

明治34年に經營が開始された東京都市水林は、日本で指折りの水源林に成長し、その価値は高く評価されています。

ところで、源流域は少子・高齢化や人口の減少が続々将来に大きな不安を抱えています。また、多くの民有林が木材價格の低迷などにより経営難と管理が行き届かないなどの難問を抱えています。そして、中・下流域においては、流域全体の財産ともいえる源流の豊かな自然や水源林に関する情報が流域の市民に浸透しているとはいえない現状です。



あいさつする三枝会長（丹波山村役場 1月20日）

会を設立し、源流域の自然環境の保全と協調体制の確立に向けて動き始めたことは、源流域の将来に新たな第一歩を築く貴重な成果といえるでしょう。

源流域は、昨今、源流域の方々に分からせる方を下流域の方々に分かれて守っていることを庶民が魚や地域を守っている実態をどうすればよいか」「水の大切さを下流域の方々に分かれて守っていることを庶民が魚や地域を守っている実態をどうすればよいか」「森が魚や地域を守っていることを庶民が魚や地域を守っている実態をどうすればよいか」「源流の大事さをきちんとデータで分かりやすく伝える必要があります。

社会経済情勢の大きな変遷のなかで、昨今、源流域の森林を中心とする自然環境に新しい関心が広がっています。源流域の森林は、木材生産機能をはじめ、

水源涵養、国土保全、保健文化等の公益的機能を有するとして

再評価が進められています。今

後、益々源流域の森林は、流域

社会の共通の財産としての価値

と役割が増していくとともに、

源流域と流域市民が一緒ににな

てこの森林を守っていく取り組

みが強まり、身近な環境問題の

### 「源流プロジェクト21」 の構成メンバー

プロジェクト委員

●高橋裕（東大名誉教授）

●島次郎（生態学者）

●山道省三（多摩川センター）

●涉沢寿一（樹木環境ネット）

●海野修司（京浜工事所長）

●和田敏明（都林業事務所長）

●三井時男（山梨県治水課長）

●本木紀彰（川崎市企画課長）

●主催

●塩山市

●奥多摩町

●丹波山村

●小菅村

●事務局

●多摩川源流研究所

公益的機能を長年に渡って守り続けている源流域の市町村は、人口の減少に悩まされています。

こうした課題を真剣に検討するために各分野の方々にご参加いただき、「多摩川源流プロジェクト21」を提案したいと考えています。

このプロジェクトには、

川や森を守る活動に参加されたり、歴史や文化に造詣の深い方々にお集まり願い、市民、行政、専門家、学識者の立場から積極的に議論していただき、今後の源流域の活動の基本方向と各分野の提言をまとめていただく予定です。

源流域の活動的基本方向と各分野の提言をまとめていただく予

定です。

# 感動をよぶ「源流体験教室」

新鮮な喜びを実感できると評判

を体験できる場所と機会を設けました。

②厳しい源流を、自分で判断し自分の力で歩く  
(自立)

ている姿を知ることを通して自然への理解を深め自然を愛する心を育てていきます。

ケガをしたり痛い思いをします。まず、自分の安全は自分で守る自己責任を心がけます。小さな危険を体験し危険と向き合うことで大きな危険を未然に防ぐ経験を積んでいきます。

□初級「源流体験教室」と合わせて、川遊び、水遊び、魚の手づかみ、ヤマメの塩焼き体験、火おこし、竹とんぼや竹鉄砲をつくる竹細工体験、ムササビ観察、ナイトウォーキング、野外宿泊、星空観察などの内容が準備されています。

「源流体験教室」の内容

□中級「源流体験教室」

\*白糸の滝・雄滝コース

\*対象 小学校1~2年生

□上級「源流体験教室」

\*釜淵から雄滝コース

\*対象 小学校3~6年生

問合せ 小菅村源流交流推進室

電話 0428(87)0111

源流研究所

中学校高学年



川崎・水辺の楽校

反響広げる「源流体験」

小菅村と多摩川源流研究所が実施している「多摩川源流体験教室」が静かなブームを呼んでいます。この二年間に、川崎市水辺の楽校、大田区の多摩川探検隊、世田谷区の瀬田小学校、探検隊、世田谷区の瀬田小学校、生市の市民団体、瑞穂町教育委員会、三鷹市教育委員会、瑞穂市青少年地区委員会、瑞穂市青少年地区委員会、瑞穂市水道局などとがすでに計画し申し込んでいます。

## 「源流体験教室」の目的

今年も、世田谷区の瀬田小学校を皮切りに川崎市の宮内中学校、川崎の水辺の楽校二校、福生市の市民団体、瑞穂町教育委員会、三鷹市教育委員会、瑞穂市青少年地区委員会、瑞穂市青少年地区委員会、瑞穂市水道局などとがすでに計画し申し込んでいます。

## 「源流体験教室」のテーマ

源流体験教室では、次の4点を「源流体験教室」のテーマとして実施します。

①未知の源流を知り、

源流と親しくなり

自然を愛する心を育てる(理解)

自然を育む心を育てる(育成)

未知の世界への挑戦と意欲を育てます。

④危険と向き合い、  
自己責任と忍耐を身につける  
(責任と忍耐)

小菅川源流に自然環境学習の原点ともいえる「源流体験教室」を創設し、源流に直接触れる体験ゾーンを整備し、学校や児童館、育成会や親子で豊かな源流を育てお互いが支え合って生きています。

源流体験のねらいは、源流へ

の理解を深めることです。

未知の源流との遭遇は、子供たちに驚きと感動を与え、たとえたつた一回の経験でも源流が心に深く刻まれ決して忘れる事はないでしょう。また、水が命ではないであります。また、水が命を育てお互いが支え合って生きています。

源流はどこにでも危険が潜んでいます。自然是美しいが厳しくあります。自然は美しいが厳しくあります。

油断するとすべて転び、

電話 0428(87)7055

問合せ 小菅村源流交流推進室

電話 0428(87)0111

源流研究所

中学校高学年

問合せ 小菅村源流交流推進室

## 「小菅の食文化・雑穀類調査」に取り組んで

源流研究所主任研究員 井村 礼恵

### 雑穀栽培・利用の調査

平成14年度源流研究所調査研究として、小菅村を調査地とした「雑穀類を中心とする食文化調査」を行いました。

雑穀とは、一般にイネ以外の穀類を指します。豆類やソバを含む場合もあります。

大正時代まで、都市部以外のほとんどの日本人の主食は芋類



丹波山村を視察するシンポジウム参加者（9月28日）

### 源流地域の耕作地

多摩川源流地域の耕作地は、大部分が急斜面にあり、日照時間も短いため、水田には向きません。イネも実の入りが悪く、糖分が少ないのです。小菅村でも近年1軒のみが耕作をしていましたが、それも今年からは高齢化による体の不調を理由に、もう栽培をやめることでした。

小菅村では村外との交通が活発になる昭和20年ごろまでは、大麦が主食として食べられており、雑穀類の栽培も多く行われていました。しかし、雑穀類の栽培は手間がかかり、鳥獣害が

と雑穀類でした。現在、この雑穀類の栽培を維持していくことには、①生物多様性の視点から種の保存②地域の生活文化の伝承などの大きな意味があるのであります。

昨年、小菅村で栽培された雑穀類には、アワ・キミ（キビ）、アカモロ（モロコシ）、サド（子ヨーゼンビエ・シコクエビ）モロコシ（甲州系トウモロコシ）があります。

現在も雑穀類の栽培を続いている理由を尋ねると、「懐かしいため」「知人、親戚にあげたため」というものがほとんどでした。村の人たちがアカモロの

### これから雑穀栽培

昨年はサドの栽培も小菅村で20年ぶりに復活し、「今年はアカモロとかサドとか植えてみるかな」という声が多く聞こえています。将来的に、次世代にも雑穀栽培が引き継がれていくよう、雑穀に価値をつける意味でも、商品として売り出す試みも始めたいと考えています。現在、多摩川中下流域ではアトピー性皮膚炎などにも良いとして、雑穀の需要が高まっている背景があります。雑穀が流域をつなげる一つの媒介になればいいなとも思います。

### 多目的効果を生む

### 源流地域の農業

今後、多摩川源流地域の食文化、特に農業に眼を向けて、さらにデータの蓄積を進めていく予定です。その上で、源流地域の農業が食材の供給にとどまらない多目的効果（教育的意義、休養など）を生み出すようなものとなるよう提案し、地域の方々と一緒に実践へとつなげていきたいと思います。

モチなどのことを「尊いもの」と表現することがとても印象的でした。

雑穀の中でも、アカモロの栽培は多く行われています。その理由としては、村民が雑穀類を食すには、「アカモロのマンジュウはおいしい」と感じる人が多く、色

が赤色で縁起が良いことも関係しているように推測されます。

アカモロの栽培が多くなされてることは、全国的にもあまりないことなので、ぜひ栽培が継続していくことを期待しています。

アカモロのマンジュウやオバ

（丸麦・ジャガイモ・インゲン

豆などを固いおかゆ状に煮たも

の）などの郷土食を実際に試食

したり、その調理工程を観察し

たり、地域の栽培者との交流も深めました。多摩川源流部の雑

穀栽培は、衰退しながらも維

持されていることに、参加者の

研究者の方々は関心を寄せてい

ました。

研究者の方々

## シリーズ「水源の森」③



東京大学・大学院農学生命科学研究科農学特定研究員

泉 桂子

## 都水源林における経営計画の変遷

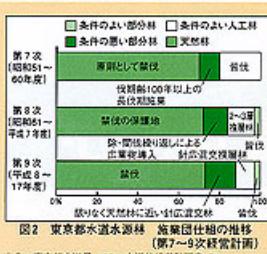


図2 東京都水道水源林における経営方針の転換点  
(第7~9次経営計画)

出典: 東京都水道局 1970 水源林經營計画 P8

東京都水道局 1988 水源林經營計画(第8次) 2~5

東京都水道局 1996 水道水源林經營計画(第9次) 4~5, 10~12

3、経営方針の転換点

東京都水道水源林における経営計画の転換点は、昭和四八(一九七三)年の第6次経営計画(昭和四一~五〇年度)の変更点である。これは計画の一部を修正して、天然林の伐採を中止するとともに、人工林の伐採についても長伐期施設が一部導入された。

7次経営計画の施設仕組においては、水源林全体の約7割が保護地で原則禁伐となり、残り3割の人工林においても長伐期施設が一部導入された。

続く第8次経営計画(昭和六一年~平成七年度)もほぼ第7次と同じ内容である。第8次経営計画の施設仕組においては、

林地の崩壊防止の観点から、人工林については複層林を指向する施設を行い、広葉樹の導入を積極的に図った。その結果、皆伐施設は部分林(東京都と元との分取造林)内の条件のよい林分、全面積の約3%に限られた。第9次管理計画(平成八年~一

された第7次経営計画(昭和五一~六〇年度)においては、水源林における水源かん養機能の重視の姿勢が明文化された。経営の目的は「健全な森林を育成することにより、流量の調節、流水の淨化、土砂の流出防止等のいわゆる水源かん養機能を十分に發揮させること」としている。加えて、「木材生産を主目的とする林業の立場を離れて、森林土壤の浸透機能および土砂流出防止機能の高い森林を造成維持」するとして、材木収穫は「副次的」なものと明言された。

第7次から第9次経営計画における森林の取り扱い方針を図2に示した。天然林は「貫して禁伐」である。人工林については、自然環境上(皆伐、風量など)や林業経営上(車道からの距離など)、条件のよい林分と悪い林分に分けた上で、経営計画の編成が重ねられるたびに、皆伐の一部を修正して、天然林の伐採を中止するとともに、人工林の伐採についても漸減するよう、計画の軌道修正を行つたものである。

ここで、昭和四八(一九七三)年以前の水源林の拡大造林および伐採の状況について記す。前述のように第5次経営計画(昭和三~四〇年度)、第6次(昭和四一~五〇年度)の経営方針の基調は、水源かん養機能の発揮とともに森林の経済性の向上、木材資源の充実にあり、特に第5次においては天然生林の人工林用材化を積極的に推進するとした。まず、拡大造林について

は、第5次経営期間においては計画面積を四九二haに対し八八一haを上げ、第6次経営期間においては計画面積を一五一haに増加する。また、天然林立木処理は副次的に木材収穫を図る森林をさらに限定し、從来の水源林经营から本源林(管理)への移行を明確にしたことである。

第7次から第9次経営計画における森林の取り扱い方針を図2に示した。天然林は「貫して禁伐」である。人工林については、自然環境上(皆伐、風量など)や林業経営上(車道からの距離など)、条件のよい林分と悪い林分に分けた上で、経営計画の編成が重ねられるたびに、皆伐の一部を修正して、天然林の伐採を中止するとともに、人工林の伐採についても漸減するよう、計画の軌道修正を行つたものである。

ここで、昭和四八(一九七三)年以前の水源林の拡大造林および伐採の状況について記す。前述のように第5次経営計画(昭和三~四〇年度)、第6次(昭和四一~五〇年度)の経営方針の基調は、水源かん養機能の発揮とともに森林の経済性の向上、木材資源の充実にあり、特に第5次においては天然生林の人工林用材化を積極的に推進するとした。まず、拡大造林について

## 4、経営計画転換の背景

ここで、東京都水道水源林の経営計画の転換点となった昭和四八(一九七三)年の天然林伐採の中止の背景について述べる。

この措置の背景について東京都水道水源林の資料に次の見解が述べられている。

「(第6次経営計画)の計画期

間のなかに至り、高度経済成

長政策に伴う拡大造林政策は、

自然破壊につながるものである

と批判される結果となり、環境全般と天然林の保護が時代的要請となつたこともあって、計画の一部を修正して、天然林の伐採を中止するとともに、人工林の伐採についても漸減するよう、軌道修正することになった。」

ここで、昭和四八(一九七三)

年に開催された「株式会社

立公園玉川水源地帯天然林保護

自然保護団体である財團法人日本自然保護協会は、「

意見書

を提出し、自然保護

と水源かん用の立場から当時の

水源林経営について批判した。

意見書では、現地調査などを行

つた上で、「水源涵養保安林を伐

採して水道会計の収入に当てる

如きは、都民の厚生福利のための國立

公園としての価値を最大目的と

して水源林の管理を行い、國立

公園の保護計画上よりは都有天

然林は悉く秩父多摩國立公園の

特別保護地域に指定して禁伐と

し、人工林地帯の大部分は第一

種特別地域に指定して、できる

限り天然林に復元することを根

本方針として運営することを望

ましいと考えます」としている。

## ボランティア募集！

# あなたも緑のダムを創りませんか

多摩川源流・森林再生プロジェクト

### ●森林を育てることは、川と海と故郷を守ること●

多摩川源流にある都水源林は、今から百年前の明治34年に経営が開始されました。水道局の優れた技術と管理によって日本でも有数の水源林に成長しています。民有林の多くは、戦後の拡大造林政策でスギやヒノキが植林されてきました。ところが木材の大量輸入による木材価格の低迷により、間伐などの手入れが行き届かず、森林の荒廃が進んでいます。

皆さんご承知のように、森林は緑のダムにたとえられるようにたくさんの役割を担っています。木を育て、水を貯え、空気をきれいにしたりと、私たちの命と密接に関わっています。森林を育てることは、川と海とふるさとを守ることです。



間伐の待たれる民有林（小菅村）

### ●今、森林が求めているのは「友達」です●

私たちは、この深刻な状態を改善していくために、東京農業大学の専門家の指導で民有林の「森林診断白書」を作成して、ボランティアの協力を得ながら、間伐や枝打ちなどの「森林再生プロジェクト」を開始します。今、森林が一番必要としているのは「友達」です。誰でも森林の「友達」になれます。

自然を愛する市民の皆さん。みんなで力を合わせ民有林の間伐や除伐を通して、緑のダムを創りませんか。源流の森に新しい命と希望の光を育てていきましょう。是非、「森林再生プロジェクト」のボランティアに応募下さい。あなたの「優しさ」を待っています。

- 主 催 小菅村役場・多摩川源流研究所
- 協 力 北都留森林組合小菅支部・東京農業大学森林政策学・造林学研究室
- 場 所 小菅村内の民有林他
- 年間活動日（定員はいずれも30名・募集対象は16歳以上の健康な方）
  - 第1回 5月10日（土）11日（日） 第4回 10月18日（土）19日（日）
  - 第2回 6月21日（土）22日（日） 第5回 11月8日（土）9日（日）
  - 第3回 9月20日（土）21日（日） 第6回 12月6日（土）7日（日）
- 日 程（1日目の昼食・飲み物及び着替え、タオル・雨具は準備してください）
  - 1日目 10時 JR奥多摩駅集合（送迎バス有）13時～16時 除伐・間伐作業  
(宿泊は村内の民宿です。夕食の山や川の幸も楽しみです。)
  - 2日目 9時～14時 除伐・間伐作業 14時半～ 小菅の湯で入浴  
16時半 JR奥多摩駅解散
- 参 加 費 4,000円（保険加入・宿泊・食事その他含む）
- 参加申込先 小菅村役場・源流交流推進室 ☎0428-87-0111

この事業は日本財団の助成を受けて実施しています。